

# ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には  
さまざまなメリットがあります！



薬剤情報等の提供に同意をすると、

**データに基づく適切な医療が受けられる！**

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、  
**初診時等の窓口負担が低くなる！**



限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える  
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用



# マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



## マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは ↗

マイナポータル



**⚠ ご注意ください！**  
本年12月2日から  
現行の健康保険証は  
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード  
をご利用ください**

**今回お持ちでない方は次回ご持参ください**



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方  
➡ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます